

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第7部門第2区分
 【発行日】令和6年12月24日(2024.12.24)

【国際公開番号】WO2024/029367
 【出願番号】特願2024-538933(P2024-538933)

【国際特許分類】

H 0 1 F 27/24(2006.01)

H 0 1 F 27/25(2006.01)

H 0 1 F 27/245(2006.01)

H 0 2 K 1/02(2006.01)

10

【F I】

H 0 1 F 27/24 J

H 0 1 F 27/25

H 0 1 F 27/245

H 0 2 K 1/02 B

【手続補正書】

【提出日】令和6年8月27日(2024.8.27)

【手続補正1】

20

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

積層軟磁性薄帯を複数段数重ねた後に固定される複合積層軟磁性薄帯であって、前記積層軟磁性薄帯は、幅の広い珪素鋼板薄帯の上に、幅の狭いアモルファス合金薄帯及びナノ結晶合金薄帯が前記幅の広い珪素鋼板薄帯の幅とほぼ等しくなるように並べられた層が1層または複数層積層されて成ることを特徴とする複合積層軟磁性薄帯。

30

【請求項2】

幅の広い珪素鋼板薄帯の上に、幅の狭いアモルファス合金薄帯及びナノ結晶合金薄帯が、前記幅の広い珪素鋼板薄帯の幅とほぼ等しくなるように並べられて成る積層軟磁性薄帯が複数回数巻き回され、続いて前記幅の広い珪素鋼板薄帯の幅とほぼ等しくなるように並べられた前記幅の狭いアモルファス合金薄帯及びナノ結晶合金薄帯だけが複数回数巻き回され、固定されて成ることを特徴とする複合積層軟磁性薄帯。

【請求項3】

請求項2に記載の幅の狭いアモルファス合金薄帯及びナノ結晶合金薄帯の厚みが同一でない場合には、前記幅の狭いアモルファス合金薄帯及びナノ結晶合金薄帯だけが複数回数巻き回された後、アモルファス合金薄帯及びナノ結晶合金薄帯の内、厚い方の軟磁性薄帯がカットされ、他方の軟磁性薄帯をさらに巻き回し、前記他方の軟磁性薄帯の全厚みが前記厚い方の軟磁性薄帯の全厚みとほぼ等しくなったところで他方の軟磁性薄帯がカットされ、固定されることを特徴とする複合積層軟磁性薄帯。

40

【請求項4】

請求項1ないし請求項3に記載の複合積層軟磁性薄帯から作製される磁性部品であって、前記磁性部品は、トランス、モータのコア、発電機のコアのいずれかであることを特徴とする磁性部品。

50